

法人会員優待制度利用規約（レギュラープラン）

（規約の適用）

第1条 法人会員優待制度利用規約（レギュラープラン）（以下「本規約」という。）は、RIZAP株式会社（以下「会社」という。）又はRIZAP ENGLISH株式会社（以下「会社グループ会社」といい、「会社」とあわせて「当社」という。）が運営・提供するサービス（以下「本サービス」という。）にかかる法人会員優待制度のうちレギュラープラン（以下「法人会員優待制度」という。）の利用申込を行う企業・団体（以下「利用企業等」という。）および次条の条件を満たす利用企業等の関係者（以下「優待会員」という。）に適用されるものとする。

（優待会員の条件）

第2条 法人会員優待制度を適用し本サービスを利用できる「優待会員」は、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たさなくてはならない。

- 一 利用企業等の全ての役職員と構成員
- 二 第一号に規定する者の二親等以内の親族
- 2 前項第一号に規定する「役職員」とは利用企業等の正社員、契約社員を指し、前項に規定する「構成員」とはパート・アルバイト社員や派遣社員、および被保険者、被扶養者を指す。
- 3 優待会員は、16歳以上であることを要する。但し、利用する本サービスが未成年を対象としたサービスである場合は除く。

（法人会員優待制度）

第3条 法人会員優待制度の利用サービスは以下のとおりとし、法人会員優待制度にかかる入会金（以下「法人入会金」という）、法人会員優待制度にかかる会費（以下「法人会費」という）、利用範囲、条件および特典については、別紙に定めるものとする。

- 一 レギュラープラン
- 2 利用企業等は、本規約の内容が適用されることに同意した上で、当社が別途定める所定の申込方法において法人会員優待制度の申し込みを行うものとし、利用企業等の申し込みを当社が承諾したときに法人会員優待制度の利用契約（以下「法人契約」という）が成立するものとする。
- 3 当社は、次の場合、法人契約の申し込みを承諾しないこと、又は承諾を取消すことがある。その場合、当社は利用企業等に対し、理由の開示は行わない。
 - 一 法人契約の申し込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載又は不備がある場合
 - 二 過去に法人契約を締結したが、法人会員規約の違反等により当社より契約を解除されたことがある場合
 - 三 法人契約の申し込みを行った法人が実在しないことが判明した場合
 - 四 その他、当社が法人契約の申し込みを承諾できないと判断した場合
- 4 利用企業等は、法人契約の申込み時に登録した情報（以下「登録情報」という）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更を行い書面、または当社が定める方法にて申告するものとする。利用企業等による登録情報の内容の不備により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- 5 優待会員が法人会員優待制度を適用して利用できる本サービスとは、当社が運営・提供する別紙に定めるサービスをいう。
- 6 優待会員は、別紙に定める特典等を受けることができるものとする。

（紹介・案内）

第4条 利用企業等は、優待会員（但し、第2条第1項第2号に該当する者は除く）に対し、法人優待制度及び本サービスに関する情報を、紹介、案内するものとする。

2 利用企業等は、前項の案内をするために当社の商標を使用した制作物を作成する場合には、当社の事前の書面による承認を得た上、当社の商標である旨の帰属表示（以下「帰属表示」という。）を付すものとする。なお、制作物とは印刷物（チラシ、店頭POP広告、のぼり等を含むがこれらに限らない）、インターネット（ホームページ、ホームページのタイトル、メタタグ等を含むがこれらに限らない）及び映像（テレビショッピング、情報番組等を含むがこれらに限らない）等すべてのものを含むものとする。

3 当社は利用企業等に対し、帰属表示の方法を指定することができる。

4 当社は利用企業等に対し、制作物に帰属表示が付されていることを確認するため、当該制作物の提出を求めることができ、当該要請があった場合、利用企業等は速やかにこれを提出しなければならない。

（利用）

第5条 優待会員は、本サービスの利用を希望する場合、当社が別途指定する当社の窓口へ連絡し、当社への店舗への来店予約を行う。ただし、本サービスのうちchocoZAPの場合、専用WEBサイト（以下「専用WEBサイト」という。）に定める規定の手続きを行うことで利用開始することができる。

2 優待会員は、本サービスの提供を受ける店舗にて、第2条各項に定める条件を満たすことが確認され次第、法人会員優待制度を適用し、本サービスを利用することができる。

3 優待会員は、当該優待会員が利用する本サービスごとに規定される会則等諸規則を遵守するものとする。

（当社の店舗の閉鎖・休業等）

第6条 当社は、次の各号に該当する店舗がある場合、1週間前までに当該店舗内に掲示することにより、その全部又は一部を閉鎖又は休業することができる。但し、次の一に掲げる場合の他、天災事変等の急迫の事情によりやむを得ず店舗が利用できない場合は、即時に店舗の全部又は一部を閉鎖又は休業することができる。

- 一 気象災害、その他外的理由によりその災害が利用者に及ぶと当社が判断した場合
- 二 店舗の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合
- 三 定期休業による場合
- 四 その他重大な事由によりやむを得ない場合

（苦情処理）

第7条 利用企業等は、自己の責めに帰すべき事由により、優待会員又は第三者より法人会員優待制度又は本サービスに関する苦情又は異議の申し立て（以下「苦情等」という。）がなされた場合には、当社と協議の上苦情等の対応を行うものとする。また、利用企業等は、自ら苦情等の対応を行った場合、速やかに苦情等の内容及び対応の内容を当社に報告するものとする。

2 利用企業等は、自己の責めに帰すべき事由により生じた苦情等への対応を当社が行った場合、当社の請求に基づき、当社が当該苦情等の対応のために要した費用相当額を当社に対し支払うものとする。この場合において、当社にも責任が存するときは、利用企業等の支払うべき金額は自己の責任の割合に応じた額とする。

（禁止事項）

第8条 利用企業等は、次の各号に定める行為を、直接的又は間接的に行ってはならない。

- 一 当社の許可を得ずに、第2条各号に定める条件を満たさない者に対する掲示（インターネット等

による掲示を含む)、ダイレクトメール、FAX、電子メールその他の方法により法人優待制度を勧誘し、又は法人優待制度にかかる情報を閲覧等させること

- 二 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員若しくは関係者を紹介すること
- 三 優待会員から強引であると思われ又は欺罔されたと思われるような方法・言動又は社会通念に反した時間、場所若しくは言動等により本サービスの申込みの勧誘をすること
- 四 不当景品類及び不当表示防止法に抵触すると思われるような景品の提供又は表示により優待会員を勧誘すること
- 五 第2条各項に定める条件を満たさない者を送客すること
- 六 当社の許可を得ず、当社の商標（第三者から使用許諾されたものを含む。）を利用すること
- 七 当社の許可を得ずに、第三者（利用企業等の役職員は除く。）に本件業務を行なわせること
- 八 当社の品位、信用、社会的評価又は企業若しくは事業のイメージを損なう言動をすること

（免責事項）

- 第9条 優待会員による会社グループ会社の運営提供するサービスの利用については、会社は一切の責任を負わず、また、優待会員による会社の運営提供するサービスの利用については、会社グループ会社は一切の責任を負わない。
- 2 優待会員と会社グループ会社との間でトラブル、紛争等が生じた場合は、優待会員と当該会社グループ会社との間で直接解決するものとし、会社は一切の責任を負わない。ただし、当該トラブル、紛争等が会社の責めにより生じたものである場合は、この限りではない。
 - 3 優待会員と会社との間でトラブル、紛争等が生じた場合は、優待会員と会社との間で直接解決するものとし、会社グループ会社は一切の責任を負わない。ただし、当該トラブル、紛争等が当該会社グループ会社の責めにより生じたものである場合は、この限りではない。
 - 4 当社は、利用企業等及び優待会員が本規約等に違反したことによって生じた損害について、当社に故意又は過失がある場合を除き、責任を負わない。

（本規約の終了）

- 第10条 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当社による何らの通知なく、法人契約は終了する。
- 一 利用企業等が、当社に対し、書面により法人契約の解約を申し入れ、当社がこれを承諾したとき
 - 二 利用企業等が解散（但し、合併による解散を除く。）、その他の事由により法人格を失ったとき
 - 三 当社が、当社の店舗の全部を第7条に基づき閉鎖したとき
 - 四 当社が利用企業等と連絡が取れなくなってから3カ月を経過したとき
- 2 前項に基づき法人契約が終了したことにより利用企業等及び優待会員に損害が発生したとしても、当社は当該損害につき、一切の責任を負わないものとする。

（解除）

- 第11条 当社は、利用企業等に対し、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事前の催告なくして法人契約を解除することができる。
- 一 利用企業等が優待会員以外の第三者に法人会員優待制度により利用できる特典等を譲渡し、第三者が当該特典等を利用した事が判明したとき
 - 二 利用企業等が第4条の義務を履行していないとき
 - 三 利用企業等が手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき
 - 四 利用企業等が差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき
 - 五 利用企業等に、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続

開始の申し立てがあったとき

六 利用企業等が本規約に違反したとき

七 その他、利用企業等について当社が不適切と判断する行為があったとき

(地位の譲渡及び貸与)

第12条 利用企業等は、法人契約上の利用企業等の地位及び法人契約に基づき生じる権利義務の一切を、当社の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡(相続又は合併等の包括承継を含む。)し、担保に供し又は貸与してはならない。

(守秘義務)

第13条 利用企業等及び当社は、法人契約に関し知り得た一切の情報の機密を保持し、法人契約の目的以外に使用してはならず、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく第三者(当社の関係会社を除く)に提供してはならないものとする。

2 利用企業等は、当社の素材(ロゴ等)又は商標を、利用企業等の運営するホームページにリンクを貼る場合、当社に連絡の上、事前の書面による許可を得なければならない。

(個人情報の保護)

第14条 利用企業等及び当社は、優待会員の同意がある場合を除き、本契約により知り得た個人情報を、本契約の目的以外に使用してはならず、事前に書面による承諾を得ることなく第三者に提供してはならないものとする。また、利用企業等及び当社は、法人契約により知り得た個人情報の漏洩、紛失等を防止するために必要かつ適切な安全管理措置を行わなければならないものとする。

(表明保証)

第15条 利用企業等及び当社は、各自相手方に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用企業等及び当社は、各自相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 利用企業等又は当社は、相手方が前二項に違反したことが判明した場合には、本契約及び個別契約を直ちに解除することができるものとし、解除した当事者は相手方に対して、何等の経済的利益の提

供及び損失補償をする義務を負わないものとする。

(契約期間等)

第16条 法人契約の契約期間は、第3条第2項により当社が利用企業等に対し申込を行った日から原則1年間とする。なお、法人契約の期間満了の日から1か月前までに、利用企業等及び当社いずれからも書面により何ら申し出がない場合は、同一条件をもって自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(法人会員優待制度の変更)

第17条 当社は法定の要件に従い、本規約の改定又は法人会員優待制度の内容を変更、終了もしくは停止することがある。本規約の改定を実施するときは、会社は、予め改定前に会社のホームページ上に改定内容及び効力発生日を掲載する方法にて告知することにより、利用企業等に通知する。改定後の本規約は、効力発生日をもって効力を生じるものとする。本規約改定後は、改定後の内容のみ有効とし、改定後の本規約は、当社のホームページに公示する。

(協議)

第18条 本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用企業等及び当社において誠意を持って協議の上、決定するものとする。

(準拠法、管轄裁判所)

第19条 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定日：2019年11月13日

改定日：2020年11月30日

改定日：2022年9月1日

改定日：2023年2月1日

改訂日：2023年3月10日

【別紙】

特典	対象サービス	対象の優待会員	特典内容
①	RIZAP(ボディメイク) RIZAP WOMAN RIZAP GOLF RIZAP ENGLISH RIZAP COOK	(1) 役職員 (2) 構成員 (3) (1)(2)の第二親等	・優待会員が対象サービスの契約期間における利用料の一括払いを選択した場合、対象サービスの優待会員の入会金(5万円(税別)) 無料 ・優待会員が対象サービスの利用料の分割払いを選択した場合、かかる分割払い手数料(年率19.8%) 無料
②	RIZAP (ボディメイク) RIZAP WOMAN RIZAP GOLF	(1) 役職員 (2) 構成員 (3) (1)(2)の第二親等	・2週間トライアルコースの利用
③	EXPA	(1) 役職員 (2) 構成員 (3) (1)(2)の第二親等	・6か月以上継続コースの契約で対象サービスの2か月分の月額利用料無料
④	chocoZAP	(1) 役職員 (2) 構成員 (3) (1)(2)の第二親等	・対象サービスにおける優待会員の入会金無料 ・事務手数料無料
⑤	RIZAP コレクション	(1) 役職員 (2) 構成員 (3) (1)(2)の第二親等	専用サイトに掲載されている RIZAP 商品を特別価格にて購入可能